

平成 21 年 5 月

構造設計者様へ

(財)日本建築センター
構造判定部・大阪事務所

構造計算適合性判定における「追加説明書の構成等」について

構造計算適合性判定における「追加説明書の構成、体裁等」につきましては、「建築主事又は確認検査機関」にご確認下さい。

建築主事又は確認検査機関より、具体的な指示がない場合は、以下をご参照下さい。

●追加説明書の構成、体裁等

「補正図面」 + 「追加説明書」をご提出下さい。

補正図面	<ul style="list-style-type: none">・当初の申請図面と同サイズとして下さい。・変更点等の記載は不要です。
------	---

追加説明書	<ul style="list-style-type: none">・以下の構成として下さい。・資料の厚さに応じ、適宜、ホチキス留め・ファイリング等をお願いします。
表紙	<ul style="list-style-type: none">・構造審査・検査の運用解説（ICBA ホームページに掲載）の p162 をご参照下さい。記載例を次頁に示します。 http://www.icba.or.jp/kaisei/doc/shinsa-unyokaisetsu-0802.pdf
判定することができない理由（回答）	<ul style="list-style-type: none">・当センター発行の「判定することができない理由」の質疑等に対する回答を記入したもの。・質疑等に対する回答は、回答欄にできるだけ詳細に記載して下さい。
追加検討書	<ul style="list-style-type: none">・複数ある場合は、追加検討書に番号を付し、回答との関係が分かるようにして下さい。
補正図面の説明	<ul style="list-style-type: none">・追加検討により、構造図等に補正が生じた場合、補正箇所が分かるよう、補正後の図面を A3 等に縮小し、補正箇所が分かる印（雲マーク、赤枠等）を付した図面を提出して下さい。・追加検討により、部材断面・壁厚の補正等が生じた場合、必ず追加検討書と構造図等との整合性を確認して下さい。

